

日本税関労働組合 選挙管理規則

第1章 総則

(根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合同規約第36条第4項の規定に基づき定める。

(目的)

第2条 この規則は、日本税関労働組合役員選挙（以下「役員選挙」という。）を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(選挙の実施)

第3条 役員選挙は、大会で行う。

第2章 選挙管理委員会

(設置)

第4条 役員選挙を公正かつ円滑に行うため、選挙管理委員会を設置する。

(選出)

第5条 選挙管理委員会の選出は、地区本部で推薦された代議員の中から、出席代議員の過半数の承認を得なければならない。

2 選挙管理委員会の定数は、大会で決定する。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選で決める。

(任務)

第6条 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

(1) 選挙の公示

(2) 立候補者の受付と資格審査

(3) 投票及び開票の管理

(4) 当選の確認と発表

(5) その他選挙管理に必要な事項

(任期)

第7条 選挙管理委員の任期は、次期大会において選挙管理委員が選出されるまでとする。

第3章 立候補者

(立候補)

第8条 立候補しようとする者は、所定の立候補届に必要事項を記入のうえ、期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

(立候補者の公示)

第9条 選挙管理委員会は、立候補者の氏名、所属地区本部名、その他必要事項を公示しなければならない。

第4章 選挙

(選挙)

第10条 役員選挙は、次のとおり行う。

(1) 選挙は、出席代議員が平等に参加する機会が与えられた直接かつ秘密の投票による。

日本税関労働組合 選挙管理規則

- (2) 投票は、選出すべき定員が1名の場合は単記式、2名以上の場合は、完全連記式とする。
- (3) 立候補者が定員以内の場合は、信任投票を行う。
- 2 当選は、有効投票の過半数を得た者のうち最多得票者から順次定数まで決定し、同点者が2名以上あって当選者を決定できない場合は、同点者につき決選投票を行う。
- 3 当選者に欠格を生じた場合、又は辞任等によって欠員が生じた場合は、前項の要件を満たした次点者を繰上げ当選させるものとする。

(無効票)

第11条 次の投票は、無効とする。

- (1) 選挙管理委員会が定めた投票用紙を用いない場合
- (2) 立候補者の氏名以外と認められる者の氏名を書いた場合
- (3) 定数を超える氏名を記入した場合
- 2 投票に関して、疑義がある場合は、選挙管理委員会の決定による。

(異議申し立て)

第12条 選挙の方法、当選の効力に関し、疑義がある場合は、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 異議の申し立てを受けた場合、選挙管理委員会は調査を行い、速やかに当選者を更正決定する。

第5章 その他

(改廃)

第13条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則 (平成17年10月12日 第46回大会)

- 1 この規則は、平成17年10月14日から施行する。

附 則 (平成22年9月24日 第51回大会)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

日本税関労働組合 選挙管理規則

平成 年 月 日

立 候 補 届

日本税関労働組合
選挙管理委員長 殿

組織名 日本税関労働組合
_____ 地区本部

氏 名 _____ 印

私は、第 期税関労組の _____ に立候補する
ことを届け出ます。